

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜利息分割型＞

(2026年10月1日現在)

商 品 名	・スーパー定期貯金＜利息分割型＞																				
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）																				
期 間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ・期日指定方式 1年超10年未満 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。																				
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位																				
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																				
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・1か月、2か月、3か月、6か月の利払サイクルのうち、あらかじめ指定されたサイクルに応じて利息を分割して支払います。 ・預入日から利払サイクル（1か月、2か月、3か月、6か月）ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を指定口座に入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残高は、満期日以後に支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。																				
手 数 料	—																				
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。																				
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、②から⑤の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （２）約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>④ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×30%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上3年未満	約定利率×70%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上2年未満	約定利率×30%	④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%	⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×60%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																				
② 6か月以上1年未満	約定利率×30%																				
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%																				
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%																				
⑤ 2年以上3年未満	約定利率×70%																				
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																				
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%																				
③ 1年以上2年未満	約定利率×30%																				
④ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%																				
⑤ 2年6か月以上3年未満	約定利率×60%																				

	⑥ 3年以上4年未満 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (3) 約定した預入期間が4年以上5年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×60% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) 約定した預入期間が5年以上6年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年6ヶ月未満 約定利率×10% ③ 1年6か月以上2年6か月未満 約定利率×20% ④ 2年6か月以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×40% ⑥ 4年以上6年未満 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (5) 約定した預入期間が6年以上7年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上2年未満 約定利率×10% ③ 2年以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×70% ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (6) 約定した預入期間が7年以上10年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上2年未満 約定利率×10% ③ 2年以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70% ⑨ 8年以上10年未満 約定利率×80% ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (7) 約定した預入期間が10年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上3年未満 約定利率×10% ③ 3年以上4年未満 約定利率×20% ④ 4年以上5年未満 約定利率×30% ⑤ 5年以上6年未満 約定利率×40% ⑥ 6年以上7年未満 約定利率×50% ⑦ 7年以上8年未満 約定利率×60% ⑧ 8年以上9年未満 約定利率×70% ⑨ 9年以上10年未満 約定利率×80% ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：076-472-5482）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A アルプス